

## 平成22年度 社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 平成22年12月27日（月） 午前10時30分～12時00分

2 開催場所 大阪市役所 屋上階共通会議室

3 出席委員 20名

右田委員長、小野委員長代理、白澤委員長代理、荒木委員、乾委員、井上委員、今池委員、上野谷委員、金沢委員、神谷委員、小山委員、須川委員、田中委員、豊田委員、中川委員、中田委員、牧里委員、松村委員、山縣委員、横田委員

### 右田委員長あいさつ

おはようございます。本日は、年の瀬が押し迫っておりますこの時期に、またとりわけご多忙の中を本審議会にご参集くださりまして、ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

後ほど事務局から説明があろうかと思いますが、大阪市が高齢者、障害者等のいろいろな計画をすでに策定し、実施に移しているわけですけれども、それが24年度に改定の時期が迫っているということがございまして、来年度中に改定作業の中にどのような課題を盛り込むべきかという時期になってございます。これらの計画そのものがいろいろな課題を含みながらの計画でございまして、とりわけ昨今のいろいろな事情を鑑みますと、積極的な相談支援体制の充実が大きなテーマになってまいります。それで、事務局から、その問題について早急に検討を始めてほしいという依頼がございました。

私自身も、やるならもう少し早くやるべきではなかったかということで苦言を申し上げたわけですけれども、課題が課題でございまして、せめて何らかの形でアウトラインだけでもさっそく始めなければならないと思ひまして、きょう、その判断のもとに、お忙しい中をあえてお集まりいただいたようなこととございまして、どうぞそのへん十分お含みいただきまして、議事の進行にご協力いただきたいと思います。それでは、限られた時間でございましてけれども、どうぞよろしく願いいたします。

### 事務局

（委員並びに関係職員の紹介）

### 壱阪健康福祉局長あいさつ

おはようございます。健康福祉局長の壱阪でございます。

委員の皆様には、あと数日で年が変わるこの時期に、急遽福祉審議会をお願いいたしました。公私何かとお忙しいところをご出席いただきまして、本当にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。また、平素皆様方には大阪市政の各般にわたり

ご協力いただきまして、とりわけ今年の3月には、大阪市における社会的養護関係施設等のあり方についてご提言をいただきました。これまでも数多くの答申、あるいはご提言をいただきまして、本市の福祉行政の推進にご協力を賜りまして、ありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

ただいま右田委員長からもご案内がございましたように、大阪市は、「大阪市地域福祉計画」、そして「障害者支援計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしまして、各種団体、市民と協働しながら福祉行政等を推進しているところでございますが、この3つの計画がいずれも平成24年度に改定の時期を迎えております。社会経済情勢の変化もございまして、ライフスタイルの変化もございまして、そしてまた、市民を取り巻く環境も非常に変化がございまして、こういった内容に対応できる身近なところで支える仕組みが必要ではないかと考えておりますし、それに伴う行政の役割も非常に重要ではないかと考えております。

今回は、この3つの計画の改定に当たりまして、共通する課題といたしまして、総合的な相談体制のあり方についてご検討をいただきたいと思っております。この審議を通じまして、今後とも福祉行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。あわせて、この7月に西区で発生いたしました虐待事件の検証等についてもご報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

どうぞご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

## 事務局

(出席状況の報告、配布資料の確認、及び会議の公開について)

## 議 事

### 1 「総合的な相談支援体制の充実に向けて」

#### 右田委員長

それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の次第をご覧くださいと思いますが、こちらにございますように、審議事項は、ただいま局長からも説明がございました「総合的な相談支援体制の充実に向けて」、それから報告事項が3点ということになってございます。この順序に従いまして、審議事項の「総合的な相談支援体制の充実に向けて」について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局 (森田健康福祉局総合福祉調整担当課長)

「総合的な相談支援体制の充実に向けて」の検討につきまして、お手元の資料1に沿って説明させていただきます。

まず、検討をお願いする趣旨であります。近年、社会福祉を取り巻く環境は、大きく変化してきています。少子高齢化の一層の進展や労働雇用環境の多様化をはじめ、社

会経済状況が変化する中で、虐待や社会的孤立など多くの生活課題が顕在化しています。一方、社会福祉に係る制度も改正され、地域の相談支援機関も充実してまいりました。今後、増大する福祉ニーズに応え、相談支援の一層の充実を図っていくために、本市の各福祉関連計画の見直しの時期や、共通する課題として相談支援体制の基本的な枠組みについて検討する必要があると考えております。

具体的に申し上げますと、まず福祉課題の変化につきましては、地域が抱える生活課題がますます複雑化、多様化、深刻化しており、とりわけ児童や高齢者に対する虐待件数の増加や高齢者の所在不明問題など、地域での関係性の希薄化による社会的孤立の広がり、経済状況の変化の中での生活保護受給者の増加も深刻な問題になっています。また、公的な福祉サービスだけでは対応し切れない生活課題が増加しており、介護など近隣住民による支えは不可欠な状況となっております。虐待の予防・早期発見、独り暮らし高齢者や高齢夫婦世帯に対する見守り、閉じこもりがちな高齢者への働きかけなど、地域でのつながりづくりが必要であると考えております。

次に、制度の変更についてでございますが、平成3年度に高齢者支援の仕組みとして地域支援システムを創設しましたが、17年度に障害者や児童にも拡大し、すべての市民を対象とした支援活動を展開してまいりました。また、平成12年度以降、社会福祉基礎構造改革に基づく介護保険法の制定や障害者自立支援法の施行などが行われました。また、地域での相談支援機関として、高齢者の分野では地域包括支援センターが設置されました。障害者の分野では自立支援法に基づく障害者相談支援事業が実施され、児童分野では、平成15年・16年の児童福祉法の改正により、児童家庭相談に応じることが市町村の業務に位置づけられ、区保健福祉センターにおける総合的な相談援助体制の強化を図りました。

一方、お手元の資料にもありますように、現行の「大阪市地域福祉計画」、「大阪市障害者支援計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、23年度末をもって計画期間を終えますので、24年度からの次期計画を策定する必要があります。なお、「大阪市次世代育成支援行動計画」につきましては、平成22年3月に22年度～26年度の後期計画を策定しており、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

以上のような背景のもと、相談支援体制の枠組みについて、次の5つの観点から検討を行う必要があると考えております。1つ目に、身近な地域における総合的な相談支援体制の構築でございますが、市民にわかりやすく、利用しやすい、そしてあらゆる市民の相談支援ニーズに応えることのできる仕組みづくりについての観点。2つ目に、地域における関係機関のつながりの強化でございますが、住民による支え合いを活性化するとともに、適切な支援につなげる仕組みづくりの強化についての観点。3つ目に、市民の権利擁護に関する相談支援機能の強化でございますが、権利擁護にかかわる事例に対する適切な対応と支援、増加するニーズに対応するための機能の強化の観点。4つ目に、

市相談機関・市基幹施設による専門相談と後方支援の強化でございますが、身近な相談支援機関では解決することが困難な事例への対応のための観点。5つ目に、担い手の養成・確保の推進でございますが、総合的な相談支援体制を担い支える人材の養成をするための観点。以上、5つの観点からの検討をお願いしたいと思います。

今回の検討の結果を次期計画に反映してまいりたいと考えています。まことに恐縮ですが、今年度中に提言としてとりまとめをお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### 右田委員長

今年度中にとりまとめということで、時期の問題もございますが、どうしても今の説明で聞いておきたい、念を押しておきたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ。

#### 田中委員

今回の総合的な相談支援体制ですけれども、今の社会状況からしますと、社会的孤立ということ。大阪市も今、65歳以上の高齢化率が3割に近づいてきているということで、地域の中で相談に行こうとする方は、社会的にもいろいろつながりがあるのですが、後で報告がありますが、児童虐待の問題などを含めて、今、集合住宅化が進んでいて、だれが住んでいるのか、何人で住んでいるのかということが非常にわかりづらい。特に個人情報保護の問題がございますので、なかなか立ち入ったことはできにくい状況ですけれども、やっぱり高齢者を助けるためには、相談に来てもらうのではなしに、相談に出向けるような体制も持っていただくことが非常に重要ではないかと思えます。

そういった観点から、相談体制はある程度充実はしていると思えますけれども、相談に来られない方をどうケアするのかということをちゃんとやる方向性を考えたらどうかと思えます。

#### 右田委員長

ありがとうございます。今のご発言は、先ほどの内容にも盛り込んでたぶん説明していただいているかと思えますけれども、放っておけない、早急に課題を出し、仕組みをつくっていかねばならないということでございます。

このように非常に深刻な、幅広い、そして行政も住民もこの際腹を据えて取り組まなければならない課題でございます。すでに平成3年度から高齢者に対する地域支援システムはでき上がっているのですが、それがなぜ動いていないのかということもありますし、一言や二言でこのことが提案できるかどうか、非常に時間もかかると思うんですね。本来なら、先ほどご挨拶で申しましたように、夏ぐらいから取り組んで、年度末の審議会でご意見をいただくという形でできればよかったと思えますが、諸般の事情で大阪市の課題も相次いで、新聞等でご存じだと思いますが、局としても大変な取り組みの状況の中で本日に至ったというご事情は、わからないでもないです。とりあえず私のほうから、どうするのかということでもちょっと提案させていただきます。

このように大きな審議会でいろいろ議論していても余計に時間がかかりますので、本審議会としては、この課題の検討作業方法として特別の委員会をつくる。特別分科会という名称になるかと思いますが、そこで集中的に作業をして、その結果をもって一定の時期、年度末ということですからそれまでの間にできればありがたいと思いますが、その集中的な作業結果を本審議会に一度お諮りして、修正があれば、もう一度修正を加えて本審議会に提案するという順序でまず進めさせていただく。

その特別分科会には、この委員会の皆さんもお忙しいでしょうけれども、何人かの方にお入りいただくことはやむを得ないと思います。それに加えて外部からまた何人かお入りいただくという形にして、具体的な作業を開始する。その人数も、多くなれば動きが鈍くなりますので、数名ないし10名以内ぐらいで作業を進めるというふうにさせていただいて、書面になることもあろうかと思いますが、書面なり会議を開催するという進めさせていただきたい。

つきましては、その委員会の委員ですが、大変恐縮ですが、これも時間の問題がございますので、両委員長代理と私とにその人選についてもお任せさせていただきたいと考えております。それで検討作業委員会を進めまして、順次、早急に作業を進めていきたいと考えます。それを私の案としてここで提案させていただきますが、いかがでしょうか。

(「異義なし」「賛成」の声あり)

## 右田委員長

ありがとうございます。それしか方法がないと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。また、ここから特別分科会の作業にかかわられる方、恐れ入りますが、よろしくお願いたします。お忙しい中、時間をぜひ割っていただきたいと思います。

それでは、「異義なし」とのご発言をいただきました。さっそく「総合的な支援体制の充実に向けて」の検討を行うための部会、部会名は特別分科会ということになりますが、それをスタートさせていただきます。また、どなたが委員になられたかということは、決定次第、文書でもってなるべく早く皆様方のもとにお届けして、ご理解をいただきたいと考えます。どうぞよろしくお願申し上げます。

この問題は重い荷を担わされましたけれども、続いて報告事項に移らせていただきますので、事務局、よろしくお願いたします。まず、「大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書」について、ご説明いただきます。

## 2 「大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書」について

事務局（中川こども青少年局こども家庭支援担当課長）

本来でしたら児童虐待事例検証部会の津崎部会長に報告をいただくところですが、本日、所用のためご欠席でございますので、事務局から説明させていただきます。お手元の資料2に沿いまして、ご説明させていただきます。

今年の7月に西区で幼児2名が児童虐待により死亡するという大変痛ましい事件が発生いたしまして、この死亡事例につきまして社会福祉審議会児童虐待事例検証部会において検証を行っていただきました。その結果をまとめたものを報告書として本市宛に今年24日、先週金曜日にご提出いただいたところでございます。その概要につきましてご説明させていただきます。

本件につきましては、こども相談センターにおいて児童虐待に関する通告を24時間・365日受け付けております児童虐待ホットラインに、近隣の住民の方から3回通報があったにもかかわらず、今回の事態を防ぐことができなかったことから、こども相談センターの対応や関係機関との連携を中心に検証が行われたものでございます。

資料2に報告書の概要と報告書本体をお付けしております。本体のほうはかなり詳細な内容にわたりますので、本日、概要版に沿いましてご説明させていただきます。

まず、検証の目的でございますが、今回の検証は、児童虐待防止法に基づきまして行われました。事実関係や問題点、課題を整理して、再発防止に向けて取り組むべき具体的方策を示すことを目的として実施されたものでございます。

次に、問題点・課題の整理でございますが、4つの点から整理していただいております。まず、1点目の「児童虐待の安全確認と調査」でございますけれども、児童の安全確認ができていないにもかかわらず、こども相談センターの担当者間での情報共有やフィードバックが不十分であって、緊急対応が必要なケースとして認識をされなかったために、アプローチ方法の見直しや立入調査の検討など、センターとして組織的な判断や対応が検討されないままとなったということ。さらに、児童虐待ホットラインが24時間・365日の体制であるにもかかわらず、これに対応するだけの組織体制が十分ではなかったというご指摘をいただいております。

次に、2点目の「関係機関との連携」についてでございますが、こども相談センターの調査で安全確認ができない場合については、各区要保護児童対策地域協議会、要保護児童についての情報交換とか支援方法の検討を行うための関係機関で構成します協議会でございますが、この協議会の機能を活用するように、その調整機関である各区保健福祉センターの子育て支援室との連携を検討すべきだったということ。また、地域の実情を把握している地区児童委員、主任児童委員との連携が不十分であったこと。さらに、警察にいつどのような場面で協力要請するかということについて、センターが主体的に判断すべきであるが、本事例については検討されていなかったと記載されています。

3点目の「児童虐待についての通告・相談」につきましては、通告・情報提供を促すために、通告先の一層の周知とあわせて、通告者の情報が守られることと調査への理解と協力についての啓発を進める必要があるということ。また、安全確認がうまくいかな

い場合には、こども相談センターにおいて組織的に、機関連携や新たなアプローチの方法など、多彩で柔軟な対応を検討する必要があるとされております。

4点目の「子育てに関する相談・情報提供」につきましては、児童虐待の防止のためには、予防対策も含めた取り組みが重要であり、子育て支援や相談窓口等についての情報を広く周知する必要があります。また、子育てに困りながらも孤立する家庭の発見、援助は、受け身的な相談だけでは困難であるので、アウトリーチ型の支援を含めたより多彩な方法を検討・展開する必要があるというご指摘をいただいております。

次のページからは、再発防止に向けた取り組みとして、4点まとめていただいております。1点目の「児童虐待の早期発見・早期対応に向けて」につきましては、3つのポイントからご指摘いただいております。

まず、①早期発見・早期対応の徹底につきましては、こども相談センターにおいて通告を受けた際には、組織的に判断して、近隣住民への聞き取りを行うなど、あらゆる方法によって収集した情報に基づいて、必要に応じて関係機関に応援を求めるなど、安全確認に努めることが重要であり、それでも事態の把握が困難な場合については立入調査の発動ということで、児童虐待防止法に規定されています児童相談所の権限発動を行う必要があると言われております。休日、夜間、早朝においてもホットラインへの通告に対応できるように、宿日直体制の整備など、早急に対応する必要があることをご指摘いただいております。

②関係機関の連携によるネットワーク機能の強化についてでございますが、各区の要保護児童対策地域協議会の機能を活用して、関係機関等が連携・役割分担して支援に当たれるように、ネットワークの強化に取り組むことが重要であるということ。大都市では、住民登録を基本とする調査方法には限界があるので、地域に身近な児童委員、主任児童委員と日常的に連携することが重要である。さらに、警察が有するノウハウを活用するための体制整備を行うことをご指摘いただいております。

③虐待は死亡に至る危険性があるということで、こどもの安全確保を最優先の課題として再認識すべきであるというご指摘をいただいております。

次に、第2点目の「児童虐待の相談・通告及び調査に対する協力を得るための周知」についてでございます。①児童虐待の相談・通告先のさらなる周知として、さらにきめ細かく、また生活の中で情報が得られるような広報の工夫が必要であるということ、②通告者や調査への協力者のプライバシーが守られることの周知が必要ということで、通告や調査の際には十分な説明を行うことが重要であることをご指摘いただいております。

3点目の「組織体制の強化」について①こども相談センターの体制の強化といたしまして、児童虐待ホットラインが24時間・365日の体制であり、通告件数が増加していることから、これに対応可能な体制を職員の健康面に留意しつつ整備する必要があるということ。相談員やそれぞれの担当職員が効果的に情報共有できるよう、情報管理体制を見直すとともに、通告を受けた際の対応マニュアルの作成など、ノウハウの蓄積・伝

達を図る必要がある。また、通告による初期の安全確認の方法や調査の手順についてのマニュアルを作成して、ノウハウが引き継がれるように組織として整備することが重要だご指摘いただいております。

次に、②各区の要保護児童対策地域協議会の機能強化と各区子育て支援室の体制の強化といたしまして、各区要保護児童対策地域協議会の構成員が連携して継続的な支援に当たれるように、専門性の向上など機能強化を図る必要があることと、各区の子育て支援室においても機能強化を継続して図ることが必要であって、長期に継続して配置されるような人事上の配慮も必要であるとされております。

4点目の「予防活動・子育て支援活動の強化」につきましては、①子育てに関する情報の提供と支援として、相談先とか子育て支援情報、またひとり親家庭への支援情報などを広く周知するために、広報の方法を工夫する必要があること、予防活動を強化するために、周産期から関係機関が連携して必要なケースへの早期からの援助を開始し、支援のつながりをつくりあげていくことが大切だと言われております。

次に、②市民への啓発の推進として、民間団体の協力も得ながら、さまざまな機会をとらえてより効果的な啓発を行う必要があると言われております。また、③子育て支援活動の強化として、支援を必要とする親に行政や地域社会がもれなく支援を届けることが必要であり、ハイリスク家庭の把握とその支援体制の充実を図る必要があることなどが指摘されております。

報告書の内容については以上でございますが、本市といたしましては、こども相談センターの体制強化をはじめ、西区の事例を受けまして、すでにさまざまな取り組みも進めているところでございます。報告書の内容を踏まえまして、引き続き児童虐待の防止や早期発見・早期対応について取り組みを強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 右田委員長

質問、ご意見をいただきたいと思っておりますので、しばらく時間をとらせていただきます。いかがでしょうか。これも盛りだくさんの内容になっておりますが。

#### 小山委員

よくこういう報告が出ました。まさに言葉尻を取るみたいな話になりますが、確認です。「これを受けて、すでに市としては対応しているところですよ」とおっしゃったと思っておりますので、もうすでにこんなことを具体的に対応しているんだというのがあれば教えていただけたらなと。そして、これは一般論だと思っておりますので、具体的にこんなことはすでにしたとか、直近でしようと思っていることがあったら、教えていただけたらなと思っております。

#### 事務局（中川こども青少年局こども家庭支援担当課長）

こども相談センターの体制強化ということで、西区の事件を受けまして、消防局と連携して、夜間については早急に現場へ急行できるような体制の連携を図っているところ

でございます。また、9月には虐待対応担当課長のポストをつくりまして、虐待に専念できる体制もつくりました。11月には府警本部から現職の警察官の方に相談所に来ていただいている状況もありますので、警察との連携も十分図れる体制をつくってきたところでございます。また、虐待周知に関しまして、11月は児童虐待防止推進月間ということで、さまざまな取り組みを進めておりますけれども、今年度は共同住宅の関連団体と協働いたしまして、マンション等の集合住宅にもポスターの掲示をお願いしたり、またコンビニエンスストアに対しましてもポスター掲示を依頼したりしまして、従来情報が届かなかったところにも周知できるような形で工夫をしたところでございます。

#### 右田委員長

ほかにいかがですか。

#### 乾委員

ああいう悲惨な事件がありましたから具体化できたと思いますけど、このできましたものを各区なり地域なりでどう具体化するかということです。私達の区では、以前から地域福祉アクションプランと連携して、子育てネットワークができております。よく活動していただいております、学校、保育所、児童施設、こどもプラザ、区役所、保健センター、区社協も含めて、毎月、中学校区ごとに困難な状況にある家庭のケース会議を行っております。多いところでは、年間200例あります。対応は、非常にしんどいらしいです。特に保護者への対応は難しいけれども、これが予防につながっているのではないか。悲惨な、非常にぎりぎりの線の家庭がありますが、これがあるから、まだ表面化しなかったのではないかなど。こういうふうな取り組みが大切ではないかなと思います。

#### 右田委員長

貴重なご意見、ありがとうございます。ほかにいかがでございますか。

ないようでしたら、次の報告事項に入らせていただきます。次は、「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」について、説明をお願いいたします。

### 3 「大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例」について

#### 事務局（中川こども青少年局こども家庭支援担当課長）

資料3に条例を添付しております。このたび大阪市会におきまして、「児童を虐待から守り子育てを支援する条例」が議員提出されまして、全会一致で可決され、12月15日から公布施行されているところでございます。

この条例が提案されました趣旨ですが、今年7月の西区の事件を受けて、本市におきましても一定の対策が講じられ、市民の関心も高まっているところでございます。今後一層市民や関係機関が力を合わせて、社会全体で児童虐待を許さない機運を盛り上げ、二度とこのような痛ましい事件を起こさないという決意を持って、虐待の早期発見・早期対応や未然の防止に向けて取り組み、幅広い観点から子育て支援策の充実を図って、

こどもの健やかな成長を支えていかなければならないという趣旨からご提案されたとお聞きしております。

この条例におきましては、児童を虐待から守るための基本理念を定め、また本市市民、保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、通告にかかわる対応等、基本となる事項が定められているところでございます。児童虐待につきましては、児童虐待防止法とか関連する法令、通知などによりまして、予防、早期発見などに関する基本的枠組みは整備されているところでございまして、本市でもそれに基づきましてさまざまな取り組みを実施しておりますけれども、この条例の理念を尊重しまして、引き続き児童虐待防止、早期発見のため、取り組みを継続強化していく必要があると考えております。以上でございます。

#### 右田委員長

これについても、何かご質問ございますでしょうか。

#### 乾委員

私は、一般的な市民感覚的な意見ですけれども、第2条に「関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の云々」とございます。この「児童福祉施設」という場合は、例えば子どもプラザとか保育所とか幼稚園は含んでいるんですか。

#### 事務局（中川子ども青少年局子ども家庭支援担当課長）

基本的に保育所とか児童養護施設とか、法に規定された施設を想定されています。

#### 乾委員

一般市民がこれを読んだ場合、「あれ？ 保育所ないの？」という感覚をもちます。保育所なり幼稚園なり、具体的に表現したほうがわかりやすいんじゃないかなと思います。

#### 右田委員長

ありがとうございます。条例は、地方自治体独自のものですから、住民が理解できるようにという貴重なご意見ですが、これはもうできておりますので、それぞれの担当のほうにきちっと説明をしていただいてということになろうかと思えます。

ほかにいかがでございますか。

#### 上野谷委員

この条例の徹底は、どのようにされようとしているのか。あるいは、市の広報等でもちろんされているのか、されようとしているのかわかりませんが、今おっしゃった幼稚園、保育園、それから全市民に対して、どういうふうな徹底をされようとしてらっしゃるのでしょうか。情報というのは届いてなんぼの世界だから、届いているかどうかの確認はどういうふうにされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### 事務局（中川子ども青少年局子ども家庭支援担当課長）

この条例につきましては、まずホームページに掲載をして市民の方に広くお知らせたいと考えております。また、担当課を通じまして、関係するところにお知らせをしていきたいと考えております。

#### 右田委員長

今の質問は、住民が知るためのどのような努力と方法がなされているのかということです。だから、関係機関の職員への問題ではない。

#### 上野谷委員

関係機関も、例えば校長先生や保育園の園長に渡したからいいという問題ではないですよ。都市部における情報の発信と伝達の徹底が、今、課題になっていると思うんですよ。先ほども言おうかなと思ったのですが、届いているかどうかの評価という視点があれば、いくら税金を使って情報を出したところで、届いていなければ、それは情報とは言わないわけですから。そういう意味で、お答えは求めませんが、今後、どの程度徹底して届いたかを、抜き取り調査でもいいですからやっていただければいいのではないかなと思います。

#### 右田委員長

大変貴重なご意見で、今後の相談支援体制のところにも関連してくる問題だと思います。ありがとうございました。

#### 山縣委員

発見とか通告を否定するものではなくて、この形で進めていただいて結構なんですけれども、一方で現場のほうでは、新聞、テレビ等であまりにも疑わしきは通告というのがどんどん宣伝されるものですから、若いお母さんたちが赤ちゃんを泣かすことができなくて、泣いていた子どもに布団をかけるという話があります。虐待ではないですよ。泣いていたら、通告されてはいけないというので布団をかけてしまうとか、そういうことが夏以降頻繁に聞かれるようになりました。通告をすることはいいけれども、お母さんたち、お父さんたちが不安にならないような広報の仕方を工夫しないといけないのではないかなと感じています。すでに取り組まれているとは思いますが、あまりにも脅すような形の情報提供は危ないのかなという感じはあります。

#### 右田委員長

犬が鳴いてもうるさいということであるわけですから、そのへんはどうですか。何か事務局、回答されますか。

#### 事務局（中川こども青少年局こども家庭支援担当課長）

虐待の広報に関しましては、従来、通告先を中心に広報をしておりましたけれども、11月のオレンジリボン・キャンペーンの時には、子育て支援の窓口も含めて広報することを考えておまして、虐待の通告だけではなくて、子育て支援策も含めて広報していきたいと考えております。

#### 牧里委員

私はまったく反対のことを考えているのですが、「努めなければならない」ということは、努めなかったらどうなるのだろう。虐待をしている人を見つけたら通告しなければならない。見ても見なかったことにする。こうなると、どうなるんでしょうかね。

「努めなければならない」って、何か言っているだけの様な気がしますし、反対もありますけど、けっこう悩ましい。どうしたらいいのだろう、何か考えがあったら教えてください。

#### 右田委員長

「努めなければならない」と一応義務規定の形にはなっておりますけれども、何か前提があってこういう表現になっているのかということで、事務局、そのへんの議論のプロセスなんかもあるかと思えます。そういうご質問です。

#### 事務局（中川子ども青少年局子ども家庭支援担当課長）

虐待に関しましては児童虐待防止法にすでに規定がございまして、それを超える規定は難しいということで、やはり理念的な面で市民の方にわかっていただくという趣旨で議会のほうでも提案されたと聞いております。なかなか罰則ということまでは難しかったのではなかったかと思っております。

#### 右田委員長

児童虐待防止法に沿った表現になっているということですので、よろしいでしょうか。中田委員さん、どうぞ。ご専門の立場からいろいろご意見いただきたい。

#### 中田委員

専門ではないですが、当事者になる可能性がある施設をやっていますので。この条例の中で第4条は、大阪市はちゃんとお金をつけろという議論が別の意味では見えるので、議員提案だそうなので、虐待対策にはお金もかかりますので、そのへんのことを明確に確保していただいた条例と伺ってよろしいのかなと思います。

もう1つは、私どもの関連では被措置児童等虐待というのがあるんですが、子どもたちはいろんな発信をします。葉書一枚が行って施設へ実態調査に入ったということになると、組織的にやっている場合には養育の文化みたいな部分がありまして、年長児なんかは、虐待防止法の説明をしてやると、職員に対して「どついでみる。クビにしたるわ」というようなことを言うことがあるわけです。これは1つの文化だと思うので、極端にぴりぴりする必要もないかもしれませんが、ある程度ちゃんと定着をして本来の趣旨が生きるようなものにしていただく。個別にもし事例があるとすれば、通告があれば、周辺の人は何をしているか一番よく知っているわけですから、そういうような調査の方法なんかがあるわけでありまして。こういうことは定着するまでに非常に時間がかかる。ある面では市民の共通の認識が生まれることが基本的には必要なわけですから、市会の方がこれをつくっていただいたので、ぜひお金の件だけよろしくお願ひしたいと思います。

#### 右田委員長

回答は。

中田委員

いません。

右田委員長

当然わかっていることだろうということで、つくった以上は、ただただ無料で努力だけではだめですよ。文字だけではだめですよというご意見のようです。

大変大きな課題ですが、次に進めさせていただきます。大阪市の生活保護の現状と取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

#### 4 大阪市の生活保護の現状と取り組みについて

事務局（西崎健康福祉局生活保護担当課長）

生活保護行政の現状と、それに対して大阪市のどのように取り組んでいるか、ご説明いたします。

資料4の1ページをご覧ください。これは、大阪市における生活保護の現状とその背景をまとめております。一番上の左側の枠は、今年10月の状況をまとめておまして、被保護世帯数は11万3,000世帯、被保護人員は14万7,000人、保護率は55.2%と、全国15.0%に対し3倍を超える率となっております。特に一昨年9月のリーマンショックに端を発する経済雇用状況の大幅な悪化により、昨年の初めから申請件数が急増しております。こうした状況の背景ですが、ページの中ほど以降にありますように、大きく2つの要因、雇用の問題、高齢者の問題の2つの要因が存在すると考えております。まず、雇用の面での問題ですが、左側の枠をご覧ください。非正規雇用の割合の増加、あるいは正規雇用と非正規雇用の賃金水準の格差、雇用保険未加入者の増加があり、これまでの終身雇用を前提とした雇用・労働施策の限界が露呈しております。そのため、失業が生活保護に直結すると言ってもおかしくない状況となっております。次に、高齢者の問題ですが、国民年金支給額と生活保護費との不均衡、あるいは国民年金納付率の低下、未加入者の増加が見られ、老後の生活を支えるべき年金制度の問題が生活保護制度に影響しております。こうした状況が生活保護問題に存在いたしますので、社会保障制度の枠組み全体のあり方を踏まえた抜本的改革が必要であると考えており、後ほど詳しくご説明いたしますが、政令市の市長会など、他の自治体と連携した要望を国に行っているところであります。ここで一番下の枠、「生活保護制度に関する国と地方の協議」のとりまとめ抜粋をご覧ください。これは、一昨年の3月にまとめられたものであり、「雇用・労働施策や年金制度など社会保障制度全般を含め、生活保護制度の見直しに着手する必要があると考える」とまとめております。しかしながら、その後、国と地方の協議は再開されておられません。なお、こうした議論は、いわゆる三位一体の改革の議論の中で、生活保護の国と地方の負担率が議論された際のものであり、全国知事会と全国市長会は、一番下に「参考」でお示ししております「新たなセーフティネットの提案」

を平成18年10月に出しております。後ほどご説明する大阪市の提言は、この提案がベースとなっております。

続きまして、2ページをご覧ください。ただいま2つの要因を申し上げましたが、それぞれの要因について詳しくご説明いたします。一番上の左のグラフは、正規雇用・非正規雇用の割合、経年比較をあらわしております。非正規雇用の率が増加していることがおわかりいただけると思います。また、雇用形態による賃金比較でございますが、正規雇用が31万円に対して、非正規雇用は19万円と大きな差が存在いたします。次に、高齢者世帯の問題ですが、真ん中の左のグラフは、大阪市の高齢者に占める生活保護受給者の割合でございます。このグラフにありますように率が上昇しており、特に右側のグラフですが、単身高齢者世帯に占める生活保護受給世帯の割合は、平成17年度の国勢調査の数字で24.0%に上っております。一番下にお示ししたとおり、年金支給額や一般の勤労所得層と生活保護基準との不均衡も大きな問題であります。年金支給額と生活保護費との比較でございますが、老齢基礎年金が6万6,000円であるのに対し、生活保護費は、65歳単身のモデル的な数字でございますが、12万1,000円に達しております。一般低所得層との比較ですが、母子世帯の平均勤労収入が13万5,000円であるのに対し、2人世帯、3人世帯の生活保護費は、それを大幅に超える水準となっております。

次に、3ページをご覧ください。大阪市における生活保護の財政問題をまとめております。上のグラフは、生活保護費の決算と予算を棒グラフで、一般会計に占める割合を折れ線グラフで示しております。平成22年度予算では、2,863億と一般会計の16.9%に達しております。また、中段のグラフですが、大阪市の職員全体の数とケースワーカー数を示しております。本市では財政の健全化のため職員数の削減を行っておりますが、生活保護受給者の増加などによってケースワーカーは増加しており、大きな財政負担となっております。こうした大きな財政負担が存在いたしますが、そもそも生活保護制度は、国が国民に広く保障するナショナルミニマムとして全額国庫負担とするべきであると考えております。

次に、4ページをご覧ください。ここでは大阪市の保護率が高い原因をまとめております。生活保護は、国の実施要領に基づいて行っているものであり、自治体による審査の差は存在いたしません。では、大阪市の保護率がなぜ高いのかですが、まず失業率が非常に高いという要因がございます。平成21年平均では、大阪府6.6%、全国5.1%に対して、6.6%となっております。さらに直近の数字では、失業率は7.7%と悪化しております。それから、低所得層が多い、離婚率が高い、高齢者世帯、とりわけ単身世帯が全国に比べて高いという要因がございます。また、大阪市に特有の背景といたしまして、あいりん地域における日雇い労働者の高齢化などによる生活保護の増加も大きな要因となっております。

以上、大阪市の現状についてご説明いたしました。続きまして大阪市の取り組みについて、担当課長よりご説明いたします。

## 事務局（平澤健康福祉局生活保護調査担当課長）

続きまして、5ページ以降、制度提案につきまして説明をさせていただきます。

資料の5ページをご覧いただきたいのですが、10月20日に指定都市市長会としてとりまとめ要望活動を行いました、「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」でございます。この提案につきましては、先ほどもご説明いたしましたような制度の矛盾や課題について実例を積み上げまして、あるべき制度の姿を具体的な形にしたものとなっております。提案要旨にございますように、制度の抜本的改革、生活保護の適正化、生活保護費の全額国庫負担、この3項目が柱となっております。

7ページをご覧いただきたいのですが、下のところに全体構成ということで書いておりますが、制度改革提案に加えまして、今回、生活保護法の改正案も作成しております。この改正案では、具体的な改正条文まで作成しております、これまでにない具体的な内容のものとなっておりますと考えております。

続きまして、11ページをご覧いただけますでしょうか。制度の抜本的改革といたしましては、あるべき制度の姿としまして、図で示させていただいております。ボーダーライン層や稼働可能層につきましては、生活保護制度に優先する制度として雇用・労働施策で就労自立していただく。高齢者につきましては、年金制度と整合する生活保障制度を創設すること。こういった提案をしているところでございます。

生活保護制度につきましては、14ページの上に図を示しております。生活保護の受給者のうち稼働可能な方につきましては、一義的には就労活動を行いまして就労自立をしていただくことが原則と考えておりますが、就労できない場合には、生活保護制度におきまして「集中的かつ強力な就労支援」を行うということで、期間を限定して就労支援を行うことを提案しております。

先ほどの説明にも出てまいりました平成18年の新たなセーフティネットの提案におきましては、「有期保護」といった言葉が使われておりましたが、今回、その言葉を使ってはおりません。ただ、「有期保護」ということで、期間が来ますと生活保護を打ち切る制度と思われるがちですけれども、そういうことではございませんで、「集中的かつ強力な就労支援」の制度におきまして、きめ細かく就労自立、社会的自立を促していこうという制度提案となっております。地域やNPO、社会的企業との連携も通じまして、自立を促進していく姿を提案しているところでございます。

続きまして、2本目の柱であります生活保護の適正化についてですが、資料16ページをご覧ください。生活保護の適正化といたしましては、資産調査等への調査先の回答義務を設定するといった実施機関の権限強化を提案しております。それに加えまして、17ページ、生活保護費の半分を占めております医療扶助の適正化を図るため、医療制度や生活扶助の考え方につきまして国に整理を求めますとともに、医療機関に対する指導、監査等を総体的に行う国機関の設置、医療費の一部自己負担導入といった内容を提案しているところです。

次に、3本目の柱の生活保護の全額国庫負担は、18ページをご覧いただきたいと思えます。生活保護は、ナショナルミニマムということで国の責任において実施すべきであり、その経費は、本来、全額国が負担すべきであるという大前提を改めて訴えますとともに、段階的な提案ということで、制度改革、全額国庫負担がなされるまでの間につきましては、リーマンショック以降の不況による生活保護世帯の増加は全国的な問題でありまして、その分について国による財源措置を行うこと。もう1つ、大都市に負担が集中することによる地域間不公平の解消ということで、居住地不定者に係る生活保護費につきましては、少なくとも全額国庫負担していただきたいということを提案しているところでございます。10月20日の要望活動ですが、平松市長、そして指定都市市長会会長の神戸市長とともに厚生労働省にまいりまして、厚生労働副大臣及び政務官にも直接お会いいたしまして提案を行ったという状況でございます。

19ページ以降につきましては、参考資料となっておりますので、また後ほどご覧いただけたらと思っております。

29ページ以降は、生活保護行政特別調査プロジェクトチームのこの1年間の取り組みをまとめております。先ほど説明させていただきました制度提案につきましても、このプロジェクトチームの中で議論をしてとりまとめたものとなっております。このプロジェクトチームにつきましては、市長がトップで、概ね月1回のペースで開催を重ねておりまして、三つの課題について整理をしてまいりました。

29ページでは、課題の1つ目でございます制度改革に向けた取り組みということで、この間の取り組みをまとめております。国への要望につきましては、21年10月以降、10月20日の提案も含めて要望しておりまして、資料に記載はございませんけれども、これ以降にも10月29日には大阪市会民生保健委員会にも要望していただいております。11月には全国市長会におきましても生活保護制度に関する重点提言ということで、先ほど申し上げました制度の抜本的改革、生活保護の適正化、全額国庫負担、この3本を柱とする提言もまとめていただいている状況となっております。

32ページでは、課題の2つ目としまして、ケースワーカーの体制など業務実施体制のあり方の検討も大きな課題ということで、この間、プロジェクトチームにおいて取り組みを進めているところです。ここにつきましては、嘱託職員増員配置、任期付職員の採用、あるいは警察官OBの増配置という形で、業務執行体制のあり方についても検討しているところです。

33ページ以降は、生活保護の適正化に向けた取り組みということでまとめております。内容につきましては、かなり細かくなっておりますので、説明は割愛させていただきますが、不正受給ですとか貧困ビジネス、あるいは医療機関の不正請求といった内容につきまして適正化推進チームにおいて精力的に調査を重ねておりまして、この間、不正受給や貧困ビジネス事業者の逮捕もかなり出ているところでございます。現在、医療扶助の適正化ということで、医療機関の調査にも非常に力を入れておりまして、今後引き続

き適正化に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。大変簡単ですが、以上でございます。

#### 右田委員長

歴史的に蓄積された問題まで含んで提案されておりますが、なかなか大変な課題を随分聞かせていただきました。質問等ございましたら、出していただきたいと思えます。

#### 乾委員

ようやく取り組んでいただいたなど、一市民としては思っております。大阪市の特徴の中であいりん地域がありますけれども、これはそのとおりで、15年、20年前の労働者の町から完全に福祉を必要とする人の多い町に変わっております。なおかつ流入してきております。それから、流入の要件としては、住宅があるということ。その住宅の中で、当初は一般区民からの不満は、4万2,800円の上限、三畳一間でもそれであるという話があったんですけど、三畳ならもう少し低くするとか、4万2,800円ならもう少し環境をよくするとかいう声があったんですけど、なかなか具体化は難しいみたいですね。

それと、我々は、地域で社会福祉活動等をやっておりますけれども、生活保護を受給している方々一人一人は皆、困っているんですよ。そういう人たちへの偏見、また差別を生まないか心配しています。どの会議でも、必ずこの問題が出てきます。問題は、やっぱり貧困ビジネス。これを業とする人々。かつては住宅だけの問題でした。今は8万円ぐらいの生活費にまで食い込んで管理するという状況。それが巷で見られているのが事実ですから、これに歯止めをかけるためにも何とかしなくてははいけない。

私たちは、十五、六年前に、西成区で非常に率が高いということで、一般世帯の1割とか15%以上は増やさない、増えた部分についてはよその区でということをご提案した。それはできませんと。自由生存権があるということだったんですけど、大阪市全体が今そのような状況で、大阪市の中のあいりんが、日本の中の大阪市になりつつあるのではないかと。だから、やっぱり取り組みは必要ではないかと思えます。

#### 右田委員長

今の問題に関連してちょっとお答えいただきたいのは、大阪市への流入は今に始まったことじゃなくて、もう20年ぐらい前から「大阪に行ったら暮らせるで」というので、片道切符をもらって入ってくる。以前から私も憂えていたことなんですけれども、市長会での意見にそれは出ていませんよね。市長会では国に要求するだけで、地方自治とか地方自治体援護とかいう声はありますけれども、その点を今のご意見に関連してちょっとお答えいただく必要があるかなあと。

それから、貧困ビジネス、医療機関の不正薬物処方等についても関連があるかと思えますので、それこそ生活保護法と条例の関係とかいうこともあるんじゃないかなと。今のご発言に関連して、ちょっと説明していただけますでしょうか。

#### 事務局（平澤健康福祉局生活保護調査担当課長）

まず、流入に関しては、指定都市市長会等の議論の中では大都市特有の問題ということで、周辺地域から職を求めて流入されて、そのまま生活保護を受ける方が多いといった意見もかなり出ておりました。その意見を踏まえまして、全額国庫負担の提案の1つといたしまして、居住地不定者、ホームレス等、もともとその地域に生活基盤を有していないと考えられる方がかなり大都市に流入して、そこで生活保護を申請されるといった問題があるということで、こういった方々にかかる保護費は少なくとも全額国庫負担という形を実現することで、流入という問題も少しは解消されるのではないかとということが意見として出ておりました。

続きまして貧困ビジネスにつきましては、大阪市といたしましても条例といった形での規制ができないかということで、この間、検討してまいりましたが、実は大阪府で、2月施行の予定で貧困ビジネス等を規制する条例が議会を通りまして、施行される予定になっていると聞いております。大阪府の条例ということで、大阪府下の市町村には適用されるという形になりますので、それによりまして生活保護費から食事代とか各種サービス代を徴収するような事業者の規制にはつながるのではないかと考えております。

医療機関の不正請求につきましては、今回、非常に大きな問題意識を持って取り組んでまいりました。訪問診療の数が過剰ではないかと考えられる医療機関への調査を、この夏以降進めてまいりました。その結果につきましては12月16日に公表もさせていただきましたが、結論から申し上げますと、今時点では明確な不正の確証を得ることはできなかった状況になっております。ただ、市民感覚からしまして疑義が残る部分はあるかと考えておりますので、引き続き調査には取り組んでまいりたいと考えております。

#### 右田委員長

私が発言して申し訳ありませんが、今の条例は、「大阪市はどうですか」と聞いたら、「大阪府が」と言われましたけど、それはどういうふうに理解すればいいでしょうか。

#### 事務局（西崎健康福祉局生活保護担当課長）

大阪府の条例につきましては、大阪府が条例をつくるということで、こちらにもいろいろ相談がありました。こちらの意見も反映させる形で条例をつくっていただいたと考えております。当然ながら、大阪府の条例ですので、大阪市も含めて適用されるという形になっております。

もう1つ、貧困ビジネス対策で補足させていただきたいのですが、去年の1月以降、ホームレスを窓口に乗せてくる貧困ビジネス業者が非常にたくさん出ました。まず自分の影響下にあるアパートを紹介して、それによって影響力を行使するというものを行ってまいりました。その対策としまして、今年の4月から居宅生活移行支援事業を行っております。これはどういうものかと言いますと、まず施設に入ってもらいまして、新たな住宅をさがす支援を行います。それによって貧困ビジネス業者の影響力を排除するという取り組みを行っております。これを行った結果、初めは貧困ビジネス業者が区にクレームをつけたりしていたわけですが、7月の中旬から申請に同行する事業者がゼロにな

って、今に至っております。そういう意味で大きな効果があったと思っております。それ以外にも貧困ビジネス業者の摘発など、専門のチームを使って行ってございまして、そういった対策をとっているところでございます。

#### 牧里委員

生活保護制度全体ではないですけど、大変丁寧にまとめていただいて、課題がかなりはっきり見えているように思います。私は、先ほど説明がありました「集中的かつ強力な就労支援」、貧困ビジネスが対極にあると思います。NPOとか社会的企業との連携と書いていますけど、これでは弱いのではないかなと思うんです。むしろ貧困ビジネスと対抗する優良な社会的企業を大阪市は本気でやるんだ。産業システムを含めて、地域の生活ビジネスをつくるとか。雇用までいなくても、半分就労、半分生活保護費をもらうとか、そういうことで変わってくると思うんですね。

昔は、皆さんご存じのように失業対策というのがあったんですね。それがだんだんなくなってきて、働けない人は生活保護に乱入するという構造を国がつくってきちゃったわけです。当時、シルバーセンターとかをつくったんだけど、その機能も必ずしも十分に働かなくなってきている。そういう現象の中で起きていると思うので、やっぱり本気で大阪の暮らしにかかわる仕事をつくっていかうじゃないか。こういうことを労働部とか経産部との協議で、福祉の中だけで閉じこもってやっているのでは問題解決できないと思うんですね。持続する大阪市をつくるためには、他の部局と連携をして、いわば基本構造からつくっていくという考え方がないといけません。国に負担をしてくれとか、関西連合で応分の負担をしてくれとか、特別予算をちゃんとつけてよとかいうのも要るでしょうけれども、仕事づくりということがもうちょっと何かできないものでしょうかね。これはすでに議論をされていると思いますが、もし何かありましたら、お話を聞かせてください。

#### 事務局（平澤健康福祉局生活保護調査担当課長）

ご指摘もとてもございまして、国に求めていくだけではなくて、自治体独自でできることにつきましては、すぐやっていかなければならないということで、適正化先行で、今、いろいろ取り組んでいるところです。ご指摘いただきました就労につきましては、雇用を担当しております市民局とも連携いたしまして、数としてはそれほど多くはないですが、生活保護受給者の優先枠といった形での事業も、緊急雇用創出基金等を利用していくつかつくっております。また、ボランティア等に参加していただくこともご本人の社会的自立につながるのではないかと考えてございまして、今回の提案にも反映させておりますし、そこは社会的企業とか地域とも連携いたしまして、ボランティア等に参加していただける場をつくるといった具体的な検討を進めていく必要があると認識はしているところです。

#### 中田委員

ほとんど触れられていないけど、生活保護施設のことは、どういうふうにお考えになっているんですか。救護施設については、ほとんどなくなるんじゃないかと言われた時期もあったりしたんですけれども、まだ現に入所している人の数としては無視できないと思うんですけど、基本的なお考えはありますか。

#### 右田委員長

ありがとうございます。大事なご指摘ですが、続いてご発言いただいて、続いて回答いただく。

#### 中川委員

ただいまの説明の中で1つ、年金支給額や一般低所得者層と生活保護基準との不均衡の問題が指摘されておりました。これは昔々の話ですけれども、筑豊の産炭地域が非常に不況になった時に、失業対策事業で働くよりも、所帯を分けて生活保護を受けるほうがはるかに実入りがいいというので、結局、そういう不均衡があると働かなくなるんですよ。この問題は非常に深刻だと思います。これは、国で何とか考えてもらわないと、どうしようもない。

もう1つは、雇用・労働施策及び就労支援のあり方についての補足説明、13ページに出てきたのですけれども、2つ目の◇のところ、「何らかの生活給付を組み合わせた就労支援制度により云々」と出ているわけですね。これも、できれば技能修得を義務づける。生活被保護者で働ける人については、技能修得を義務づけるぐらいのかなり強力な取り組みをしていただかないといけないんじゃないか。スウェーデンの難民に対する取り組みの中で、3年間は生活保護費を支給するわけですが、3年が切れますと全然支給がありません。自分で働かなくてはいけない。その間にちゃんと言葉も覚えなさいよということなのでしょうが、その中で例えば自転車修理ですね。これは、非常に簡単と言えば簡単だし、需要はけっこうコンスタントにあるわけです。特に今、大阪でも自転車の問題は非常に大きいと思うんですね。自転車の問題に関連して言えば、放置自転車を何とかするというのも非常に大事だと思うんですよ。半分ボランティアでもいいですけども、先ほど言われたように生きる意欲にかかわってきますので。生活保護を受けながら、特に高齢者の場合は最少必要限度の支出に抑えて、あと残ったものでパチンコに行って退屈や生きがいを満たしているのがけっこうあるというのを、私は阿倍野区にありますが、そこら中で聞いているわけでありますから、技能修得をもうちょっときつく義務づけるような方向が必要なんじゃないか。先ほどの報告を聞いておまして、いろいろありますけど、2点だけ特に意見を申し上げました。

#### 松村委員

生活保護の現状というのは大変深刻だということをおうかがったわけですけれども、障害者の仕事を私どもがやっておりますと、障害者が成人になって、そういう人たちをどうするかという問題を考える場合に、ケアホームとかグループホームで地域生活を支援していく場合、生活保護を受けて生活するしかないわけですね。生活保護の場合は他法

優先ということで、最後の手段でなければいけないですけども、障害者の自立支援法に基づく形で障害者が自立できるかと言うと、できない。障害者の年金も、生活するだけの額にならない。そういう意味では、もっと他法のいろんな整備がきちっとされていかないと、全部生活保護に流れざるを得ないという問題があるわけですね。基礎年金が低いというところもありますしね。そこらの矛盾をもっと基本的に解決するところを考えていかないといけないんじゃないかなと感じました。

#### 右田委員長

ありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

いろいろおありだと思いますが、議論の尽きない問題ですので、これで終了させていただきます。

本日の案件、報告事項3件終わりました。審議事項につきましては、先ほど申しましたように、これからご苦勞をお願いする方々もいらっしゃいますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は長時間、ありがとうございました。とりわけ最後には、今後ますます取り組みが重要であり、考えなければならない深刻な問題についてのご意見、ありがとうございました。これをもちまして本日の総会を終了させていただきます。